

架空電線等に近接する作業
架空線との離隔距離(安衛則349条)

電 路	送電電圧(V)	最 小 離 隔 距 離	
		労働基準局長通達 ※1	電力会社の目標値
配 電 線	100V・200V	1 . 0 m 以 上 ※2	2 . 0 m 以 上
	6. 600V以下	1 . 2 m 以 上 ※2	2 . 0 m 以 上
送 電 線	22. 000V以下	2 . 0 m 以 上	3 . 0 m 以 上
	66. 000V以下	2 . 2 m 以 上	4 . 0 m 以 上
	154. 000V以下	4 . 0 m 以 上	5 . 0 m 以 上
	275. 000V以下	6 . 4 m 以 上	7 . 0 m 以 上
	500. 000V以下	1 0 . 8 m 以 上	1 1 . 0 m 以 上

※1 昭和50年12月17付基発第759号
※2 絶縁防護された場合にはこの限りではない

★架空電線等の充電電路に近接する場所で建設等の作業を移動式クレーン等を使用して行う場合、感電防止のために次の措置を講ずる

- 1. 当該充電電路を移設する
- 2. 感電防止の囲いを設ける
- 3. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着する
- 4. 1～3の措置が困難な時は、監視人を置き、作業員を監視させる